

奈良県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 场 所
山添村北野（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場総務課
山添村葛尾（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場総務課
山添村大塩（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場総務課
山添村助命（〇〇六）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場総務課
山添村広瀬（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。